

## 札幌新聞

＜＜禅林寺（京都）＞＞



京都市左京区永観堂町にある浄土宗西山禅林寺派の総本山の寺院で、通称、永観堂の名で、紅葉の名所として知られ、古くより「秋はもみじの永観堂」といわれています。

阿弥陀如来像「みかえり阿弥陀」や国宝の絹本着山越阿弥陀図など多くの寺宝を所蔵しています。

今年は11月初旬～12月初旬のもみじの見ごろである時期にかけて、寺宝展が開催され、夜はもみじのライトアップも行われる予定です。

### 《目次》

- 1 職場の人事・労務コンプライアンス診断
- 2 労働条件の明示について
- 3 時間外労働の上限規制について

### 《業務案内》

- ◎人事・賃金制度の策定・相談
- ◎雇用保険・労災保険  
健康保険・厚生年金 } 行政機関等に提出する書類等の作成  
及び提出代行、電子申請
- ◎給与計算代行業務
- ◎労務管理の企画・立案・指導
- ◎中小事業主、建設業一人親方の労災特別加入
- ◎各種助成金の申請
- ◎変形労働時間制、時間外労働・休日労働に関する協定の作成
- ◎就業規則、諸規程の作成
- ◎会社設立 ◎建設業許可申請 ◎経営事項審査申請・指名願 ◎各種営業許可可
- ◎相続・遺言(起案)手続 ◎公正証書(起案)・各種契約書・内容証明書作成



事務手続・経営労務コンサルタント  
**安藤行政事務所**  
 行政書士 安藤行政事務所  
 社会保険労務士法人 安藤行政事務所  
 事務組合 総合労務管理協会

〒063-0814 札幌市西区琴似4条4丁目1番20号  
 TEL 011-642-0505 FAX 011-642-6324  
 E-mail info@ando-office.com  
 URL <http://www.ando-office.com>

## 人を活かす企業へ変革

### 職場の人事・労務コンプライアンス診断

近年、企業のコンプライアンスが重要視されているが、職場の人事・労務コンプライアンスの取り組みは不明確といわれています。そこで、診断を実施して企業のコンプライアンスを現実的に機能させるには、どのような課題があるのか明らかにしましょう。

#### 【診断項目】

①人を採用するとき	⑦時間外労働・休日労働の労使協定(36協定)	⑬帳簿等(管理と保存を)
②労働条件の明示	⑧年次有給休暇の付与・管理	⑭労働保険・社会保険
③雇入れ時の健康診断、安全衛生教育	⑨一般健康診断(定期・特定業務等)・ストレスチェックの実施・安全衛生管理体制	⑮パートタイム・有期雇用労働法
④労働者名簿、賃金台帳の備え付け等	⑩ハラスメント方針・相談体制	⑯男女雇用機会均等法
⑤就業規則の作成・届出	⑪育児・介護休業関連の定め	⑰次世代育成支援対策推進法
⑥労働時間管理、休憩・休日	⑫定年・退職・解雇	⑱女性活躍推進法

#### 【実施方法】

1. 事前打ち合せ
2. 診断に必要書類の準備
3. 診断の実施
4. 診断の報告
5. 改善の助言、アドバイス

# 労働条件明示について

## 令和6年4月から改正される労働条件明示のルール

雇用契約書・労働条件通知書など変更が必要になると思いますので、令和6年4月から対応できるようご相談下さい。

### ○労働条件の明示義務

労働基準法15条において、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」と定められています。この労働条件の明示のルールが令和6年4月1日より改正され、労使間の認識のズレや有期雇用労働者の無期転換や雇止めなどをめぐるトラブルを未然に防止する目的で、新たに4つの項目の明示事項が追加されることとなりました。

### 【労働条件の明示事項の追加4項目】

	追加される明示事項	明示のすべきタイミング
1	就業場所・業務の変更の範囲	すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時
2	有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限の有無と内容	有期労働契約の締結時と更新時
3	無期転換申込機会	無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時
4	無期転換後の労働条件	

※ 無期転換ルールとは、同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換する制度です。





## 建設業の皆様へ



# 時間外労働の上限規制の準備は進んでいますか？



2024年(令和6年)4月1日から  
時間外労働の上限規制が建設業にも適用されます。

時間外労働の上限規制について、以下の業種は適用が猶予されていましたが、2024年(令和6年)4月1日から適用が開始します。

### 【適用猶予事業・業務】

- ・工作物の建設の事業
- ・自動車運転の業務
- ・医業に従事する医師
- ・鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業

### 時間外労働の上限規制とは

時間外労働の上限は原則、月 45 時間・年 360 時間(1年単位の変形労働制の場合は月 42時間・年 320 時間)となります。しかし、労使の合意(特別条項)を結ぶことで、臨時的で特別な事情があり、以下の条件を満たす場合は、原則を超えた時間外労働を行うことができます。

### (特別条項:原則の上限時間を超える場合のルール)

	上限
① 時間外労働1か月の上限を超える回数	年間6回まで
② 時間外労働(休日労働含まずに)	年間 720 時間まで
③ 時間外労働・休日労働を合わせて	1か月 100 時間未満 複数月平均 80 時間以内

※建設事業に関しては災害の復旧・復興の事業については、③は適用されません。

※他にも「健康及び福祉を確保するための措置」が必要です。